

アーキビストの職務基準書について

独立行政法人国立公文書館

1. 職務基準書の目的

- 本職務基準書は、我が国における公文書館及びこれに類する機関並びに公文書を作成する機関におけるアーキビストの職務(仕事)とその遂行上必要となる要件(知識・技能)を明らかにし、アーキビストの専門性の確立とともにその養成と社会的な地位の向上を図るために作成。
 - 公文書管理委員会報告、調査検討会議の基本構想における専門職員の人材育成・確保に向けた提言を考慮。
- ※ アーキビスト：「国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を
支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職」
(本職務基準書上の定義)

2. 職務基準書のポイント

- 「アーキビストの使命」、「アーキビストの倫理と基本姿勢」を明記。
- アーキビストの職務について、(1) 評価選別・収集、(2) 保存、(3) 利用、(4) 普及の 4 つのカテゴリー、23 の職務に分類し、職務ごとにその内容と遂行要件を整理。

3. 今後の取組

- 全国の公文書館等及びアーカイブズ関係の団体から 9 月を目途に意見を聴取し、更なる職務基準書の有効活用方策を検討するとともに、館主催の研修に反映する。
- 職務基準書を基に、高等教育機関との協力体制の構築や内閣府等を通じた各省庁の文書管理担当者への周知を図る。
- 公的認証制度の確立に向けた検討を進める。

(参考) アーキビスト職務基準書の作成までの経緯

○平成 26 年

国立公文書館において、アーキビストの職務基準書に係る検討に着手

○平成 28 年 3 月

「公文書管理法施行 5 年後見直しに関する検討報告書」(平成 28 年 3 月 23 日公文書管理委員会)を公表

○平成 28 年 3 月

「国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想(平成 28 年 3 月 31 日国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議)を公表

(抜粋) 3. 国立公文書館に求められる各機能の方向性(6) 人材育成機能【今後の展望】④ 資格制度の確立に向けた検討

我が国全体としての人材の充実の観点では、文書管理に関わる人材をめぐる海外の動向なども踏まえつつ、これからの時代に求められる人材像を明確にするとともに、公的な資格制度を確立することも有効な手段と考えられる。資格制度の検討に当たっては、民間企業も含めたアーカイブズの保存と利用に通じた人材に対する潜在的なニーズの掘り起こし等により、人材の「受け皿」の確保を図る必要がある。

○平成 28 年 11 月

国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議において、館から「アーキビストの確保・育成の構想」を説明

○平成 29 年 2 月

「公文書管理法施行 5 年後見直しの対応案」(平成 29 年 2 月 21 日公文書管理委員会資料)

(抜粋) 3. 人材育成・体制強化(3) 公文書館等の人材育成及び体制強化

国立公文書館において検討を進めている専門職員の「職務基準書」が人材の育成及び確保につながるよう、有効活用方を検討する必要がある。

<具体的取組>

- 「職務基準書」を踏まえて、具体的職務に応じた研修を整備する。
- 上記研修を受講した場合に単位に認定する等、高等教育機関との協力体制を構築する。
- 専門職員の信頼性・専門性を確保するため、国立公文書館などの公的機関による認証制度を設けることを検討する。

○平成 29 年 5 月

国立公文書館において、有識者による「アーキビストの職務基準に関する検討会議」を組織、検討を推進。

○平成 29 年 12 月

国立公文書館において、上記検討会議における検討結果を踏まえ、アーキビストの職務基準書(平成 29 年 12 月版)をとりまとめ。